

(別添)

保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱（昭和62年7月30日厚生省発健医第179号厚生事務次官通知別紙）の
一部改正について【新旧対照表】

下線部分は改正箇所

改正後	現行
<p>別紙</p> <p>保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱</p> <p>昭和62年7月30日 厚生省発健医第179号</p> <p>最終改正</p> <p>〔令和7年5月1日〕 〔厚生労働省発健生0501第1号〕</p> <p>(通則)</p> <p>1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)(以下「精神保健福祉法」という。)第7条及び第19条の10に基づく精神保健福祉センター、精神科病院、精神科病院以外の病院に設ける精神病室及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)(以下「感染症法」という。)第62条に基づく特定感染症指定医療機関施設、第一種感染症指定医療機関施設、第二種感染症指定医療機関施設に係る国庫補助金並びに精神科デイ・ケア施設、農村検診センター、食肉衛生検査所、市場衛生検査所、原爆被爆者保健福祉施設、原爆医療施設、原爆被爆者健康管理施設、医薬分業推進支援センター、結核研究所、放射線影響研究所、都道府県がん診療連携拠点病院等、結核患者収容モデル病室、多剤耐性結核専門医療機関施設、エイズ治療拠点病院、難病医療拠点・協力病院、難病相談支援センター、と畜場、臍帯血バンク、精神科救急情報センター、眼球あっせん機関、</p>	<p>別紙</p> <p>保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱</p> <p>昭和62年7月30日 厚生省発健医第179号</p> <p>最終改正</p> <p>〔令和6年5月13日〕 〔厚生労働省発健0513第2号〕</p> <p>(通則)</p> <p>1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)(以下「精神保健福祉法」という。)第7条及び第19条の10に基づく精神保健福祉センター、精神科病院、精神科病院以外の病院に設ける精神病室及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)(以下「感染症法」という。)第62条に基づく特定感染症指定医療機関施設、第一種感染症指定医療機関施設、第二種感染症指定医療機関施設に係る国庫補助金並びに精神科デイ・ケア施設、農村検診センター、食肉衛生検査所、市場衛生検査所、原爆被爆者保健福祉施設、原爆医療施設、原爆被爆者健康管理施設、医薬分業推進支援センター、結核研究所、放射線影響研究所、都道府県がん診療連携拠点病院等、結核患者収容モデル病室、多剤耐性結核専門医療機関施設、エイズ治療拠点病院、難病医療拠点・協力病院、難病相談支援センター、と畜場、臍帯血バンク、精神科救急情報センター、眼球あっせん機関、</p>

感染症外来協力医療機関、精神科救急医療センター、組織バンク、マンモグラフィ検診実施機関、(削除) HIV検査・相談室、末梢血幹細胞採取施設、小児がん拠点病院、地方衛生研究所等及び喫煙専用室等の基準適合性を検証する機関に係る国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、精神保健福祉法、感染症法、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第94条、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

2 (略)

(交付の対象)

3 この補助金は、次の事業（(24)、(25)、(25の2)、(26)、(26の2)、(31)（31の2）については、都道府県等が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項に基づき選定し、同法第14条第1項に基づき選定事業者が整備した施設を都道府県等が買収する事業（以下「PFI事業」という。）を含む。）を交付の対象とするものとする。

ただし、東京都及び川崎市が設置する（3）、（4）、（6）のうち施設並びにプリオン検査備品及び牛海綿状脳症（BSE）検査キットを除く設備、（14）、（15）、（19）、（20）のうち非常用発電機・無停電電源装置を除く設備、（29）、（32）、（34）、(35)、(37) 及び (40) に係る整備事業については、交付の対象としない。

また、(31)、(31の2)については、令和6年度に採択された事業であって、当該医療機関が、感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定を締結

感染症外来協力医療機関、精神科救急医療センター、組織バンク、マンモグラフィ検診実施機関、新型インフルエンザ等患者入院医療機関、HIV検査・相談室、末梢血幹細胞採取施設、小児がん拠点病院、地方衛生研究所等及び喫煙専用室等の基準適合性を検証する機関に係る国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、精神保健福祉法、感染症法、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第94条、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

2 (略)

(交付の対象)

3 この補助金は、次の事業（(24)、(25)、(25の2)、(26)、(26の2)、(31)（31の2）については、都道府県等が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項に基づき選定し、同法第14条第1項に基づき選定事業者が整備した施設を都道府県等が買収する事業（以下「PFI事業」という。）を含む。）を交付の対象とするものとする。

ただし、東京都及び川崎市が設置する（3）、（4）、（6）のうち施設並びにプリオン検査備品及び牛海綿状脳症（BSE）検査キットを除く設備、（14）、（15）、（19）、（20）のうち非常用発電機・無停電電源装置を除く設備、（29）、（32）、（34）、(36)、(38) 及び (41) に係る整備事業については、交付の対象としない。

する場合に限り交付の対象とするものとする。

(1) ～ (3) (略)

(4) 都道府県、指定都市及び精神保健福祉法第33条の6第1項の規定により指定を受けた地方公共団体、公的医療機関及び非営利法人が設置する精神科病院等に整備する精神科救急車の設備整備事業

(5) ～ (34) (略)

(削除)

(削除)

(35) 平成23年4月1日健発0401第26号厚生労働省健康局長通知「HIV検査・相談室整備事業について」の別紙「HIV検査・相談室整備事業実施要綱」により都道府県、市町村、公的医療機関及び医療法人等の非営利法人が設置するHIV検査又はエイズに関する相談に必要な施設及び設備整備事業

(1) ～ (3) (略)

(4) 都道府県、指定都市及び精神保健福祉法第33条の7第1項の規定により指定を受けた地方公共団体、公的医療機関及び非営利法人が設置する精神科病院等に整備する精神科救急車の設備整備事業

(5) ～ (34) (略)

(35) 平成20年10月16日健発第1016005号厚生労働省健康局長通知「平成20年度新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備事業の実施について」の別紙「新型インフルエンザ等患者入院医療機関整備事業実施要綱」により、都道府県が行う施設及び設備整備事業

(35の2) 平成20年10月16日健発第1016005号厚生労働省健康局長通知「平成20年度新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備事業の実施について」の別紙「新型インフルエンザ等患者入院医療機関整備事業実施要綱」により、新型インフルエンザ等患者入院医療機関が行う施設及び設備整備事業に要する費用に対する都道府県の補助事業

(36) 平成23年4月1日健発0401第26号厚生労働省健康局長通知「HIV検査・相談室整備事業について」の別紙「HIV検査・相談室整備事業実施要綱」により都道府県、市町村、公的医療機関及び医療法人等の非営利法人が設置するHIV検査又はエイズに関する相談に必要な施設及び設備整備事業

(36) 平成24年11月15日健発1115第3号厚生労働省健康局長通知「末梢血幹細胞採取施設の設備整備事業について」の別紙「末梢血幹細胞採取施設設備整備事業実施要綱」により、地方公共団体、公的医療機関、医療法人等の非営利法人が設置する末梢血幹細胞採取施設の設備整備事業

(37) 平成25年2月8日健発0208第3号厚生労働省健康局長通知「小児がん拠点病院施設整備事業の実施について」の別紙「小児がん拠点病院施設整備事業実施要綱」により、小児がん拠点病院が行う施設整備事業

(38) 令和6年4月1日健生発0401第2号厚生労働省健康・生活衛生局長通知「地方衛生研究所等施設整備事業の実施について」の別紙「地方衛生研究所等施設整備事業実施要綱」により、都道府県、保健所設置市、特別区及び地方独立行政法人が行う施設整備事業

(39) 感染症法第15条第5項の規定により、都道府県、保健所設置市及び特別区が行う検査に必要な設備整備事業

(40) 令和2年3月31日健発0331第56号厚生労働省健康局長通知「喫煙専用室等の基準適合性の検証のために必要な測定機器の整備について」の別紙「喫煙専用室等の基準適合性の検証のために必要な測定機器整備事業実施要綱」により、都道府県、保健所設置市及び特別区が行う設備整備事業

(交付の対象外費用)

4 この補助金は、次に掲げる施設整備に係る費用については補助の対象としないものとする。

(1) 土地の買収、整地、造園及び道路敷設に要する費用

(2) 3の(5)、(6)、(10)及び(17)の施設に係る門、柵、塀に要する費用

(3) 既存建物の買収(3の(22)及び(35)の施設については既存建物を買収することが建物を新築するより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。)に要する費用

(4) 3の(1)の施設のうち社会復帰活動として行う作業療法及びレクリエーション活動に供する施設(建物を除く。)に要する費用

(5) その他施設整備として適当と認められない費用

(37) 平成24年11月15日健発1115第3号厚生労働省健康局長通知「末梢血幹細胞採取施設の設備整備事業について」の別紙「末梢血幹細胞採取施設設備整備事業実施要綱」により、地方公共団体、公的医療機関、医療法人等の非営利法人が設置する末梢血幹細胞採取施設の設備整備事業

(38) 平成25年2月8日健発0208第3号厚生労働省健康局長通知「小児がん拠点病院施設整備事業の実施について」の別紙「小児がん拠点病院施設整備事業実施要綱」により、小児がん拠点病院が行う施設整備事業

(39) 令和6年4月1日健生発0401第2号厚生労働省健康・生活衛生局長通知「地方衛生研究所等施設整備事業の実施について」の別紙「地方衛生研究所等施設整備事業実施要綱」により、都道府県、保健所設置市、特別区及び地方独立行政法人が行う施設整備事業

(40) 感染症法第15条第5項の規定により、都道府県、保健所設置市及び特別区が行う検査に必要な設備整備事業

(41) 令和2年3月31日健発0331第56号厚生労働省健康局長通知「喫煙専用室等の基準適合性の検証のために必要な測定機器の整備について」の別紙「喫煙専用室等の基準適合性の検証のために必要な測定機器整備事業実施要綱」により、都道府県、保健所設置市及び特別区が行う設備整備事業

(交付の対象外費用)

4 この補助金は、次に掲げる施設整備に係る費用については補助の対象としないものとする。

(1) 土地の買収、整地、造園及び道路敷設に要する費用

(2) 3の(5)、(6)、(10)及び(17)の施設に係る門、柵、塀に要する費用

(3) 既存建物の買収(3の(22)及び(36)の施設については既存建物を買収することが建物を新築するより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。)に要する費用

(4) 3の(1)の施設のうち社会復帰活動として行う作業療法及びレクリエーション活動に供する施設(建物を除く。)に要する費用

(5) その他施設整備として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

5 この補助金の交付額は、次の(1)及び(2)の補助金ごとに算出された額の合計額を交付額とする。

ただし、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 保健衛生施設等施設整備費補助金関係

アからカまでの合計額を交付額とする。

ア 3の(1)、(2)、(3)、(6)、(8)、(16)、(22)、(25)、(26)、(31)、(32)、(削除) (35)、(37) 及び (38) の施設整備事業

(ア)～(イ) (略)

イ～オ (略)

カ 3の(25の2)、(26の2) 及び (31の2) (削除) の施設整備事業

(ア)～(イ) (略)

(2) 保健衛生施設等設備整備費補助金関係

アからカまでの合計額を交付額とする。

ア 3の(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(11)、(16)、(19)、(20)、(23)、(25)、(26)、(27)、(30)、(31)、(33)、(34)、(削除) (35)、(36)、(39) 及び (40) の設備整備事業

(ア)～(ウ) (略)

イ～オ (略)

カ 3の(25の2)、(26の2)、(27の2) 及び (31の2) (削除) の設備整

(交付額の算定方法)

5 この補助金の交付額は、次の(1)及び(2)の補助金ごとに算出された額の合計額を交付額とする。

ただし、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 保健衛生施設等施設整備費補助金関係

アからカまでの合計額を交付額とする。

ア 3の(1)、(2)、(3)、(6)、(8)、(16)、(22)、(25)、(26)、(31)、(32)、(35)、(36)、(38) 及び (39) の施設整備事業

(ア)～(イ) (略)

イ～オ (略)

カ 3の(25の2)、(26の2)、(31の2) 及び (35の2) の施設整備事業

(ア)～(イ) (略)

(2) 保健衛生施設等設備整備費補助金関係

アからカまでの合計額を交付額とする。

ア 3の(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(11)、(16)、(19)、(20)、(23)、(25)、(26)、(27)、(30)、(31)、(33)、(34)、(35)、(36)、(37)、(40) 及び (41) の設備整備事業

(ア)～(ウ) (略)

イ～オ (略)

カ 3の(25の2)、(26の2)、(27の2)、(31の2) 及び (35の2) の設備

備事業

(ア)～(イ) (略)

第1表

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
(略)	(略)	(略)	(略)

整備事業

(ア)～(イ) (略)

第1表

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>新型インフルエ ンザ等患者 入院医療 機関</u>	<u>次の(1)及び(2) により算出された額 の合計額 (1)新設、増設及び 改築 別表1の基準単価 ×別表2の基準面積 ×厚生労働大臣の認 めた病床数 (2)改造及び補修 厚生労働大臣の認 めた額</u>	<u>新型インフルエンザ 等患者入院医療機関 の新設、増設、改築、 改造又は補修のため に必要な工事費又は 工事請負費及び工事 事務費(工事施工のため に直接必要な事務 に要する費用であつ て旅費、消耗品費、通 信運搬費、印刷製本費 及び設計監理料等を いい、工事費又は工事 請負費の2.6%に相 当する額を限度とす る。ただし、改造及び 補修の場合は補助対 象としない。)</u>	<u>2分の1</u>
(略)	(略)	(略)	(略)

第2表

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
(略)	(略)	(略)	(略)

第2表

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>新型インフルエンザ等患者入院医療機関</u>	<u>次の(1)及び(2)により算出された額の合計額</u> <u>(1) 新設、増設及び改築</u> <u>別表1の基準単価×別表2の基準面積×厚生労働大臣の認めた病床数</u> <u>(2) 改造及び補修</u> <u>厚生労働大臣の認めた額</u>	<u>新型インフルエンザ等患者入院医療機関の新設、増設、改築、改造又は補修のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。ただし、改造及び補修の場合は補助対象としない。)</u>	<u>2分の1</u>
(略)	(略)	(略)	(略)

第3表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
食肉衛生検査所	牛海綿状脳症（BSE）検査キット設備費	次により算出された額の合計額 （1）検査キット（冷蔵品） <u>506,000</u> 円 ×厚生労働大臣が必要と認めた員数 （2）検査キット（常温品） <u>154,000</u> 円 ×厚生労働大臣が必要と認めた員数 （3）略	牛海綿状脳症（BSE）検査に必要な検査キットを購入するために必要な備品購入費	10分の10
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第3表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
食肉衛生検査所	牛海綿状脳症（BSE）検査キット設備費	次により算出された額の合計額 （1）検査キット（冷蔵品） <u>462,000</u> 円 ×厚生労働大臣が必要と認めた員数 （2）検査キット（常温品） <u>143,000</u> 円 ×厚生労働大臣が必要と認めた員数 （3）略	牛海綿状脳症（BSE）検査に必要な検査キットを購入するために必要な備品購入費	10分の10
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>新型インフルエンザ等患者入院医療機関</u>	<u>初度設備費</u>	<u>各施設ごとに次により算出された額の合計額</u> <u>133,000 円×厚生労働大臣の認めた病床数</u>	<u>新型インフルエンザ等患者入院医療機関の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費(消耗品費)及び備品購入費</u>	<u>2分の1</u>
						<u>その他の設備費</u>	<u>次により算出された額の合計額</u> <u>(1) 人工呼吸器及び付帯する備品</u> <u>厚生労働大臣が必要と認めた額×台数</u> <u>(2) 個人防護具</u> <u>3,600 円×厚生労働大臣が必要と認めた人数分</u>	<u>新型インフルエンザ等患者入院医療機関の設備を購入するために必要な設備購入費</u>	

第4表 (略)

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>

第4表 (略)

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>新型インフルエンザ等患者入院医療機関</u>	<u>各施設ごとに次により算出された額の合計額</u> <u>133,000 円×厚生労働大臣の認めた病床数</u>	<u>新型インフルエンザ等患者入院医療機関の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費(消耗品費)及び備品購入費</u>	<u>2分の1</u>
	<u>その他の設備費</u>	<u>次により算出された額の合計額</u> <u>(1) 人工呼吸器及び付帯する備品</u> <u>厚生労働大臣が必要と認めた額×台数</u> <u>(2) 個人防護具</u> <u>3,600 円×厚生労働大臣が必要と認めた人数分</u> <u>(3) 簡易陰圧</u>	<u>新型インフルエンザ等患者入院医療機関の設備を購入するために必要な設備購入費</u>	

							<u>装置</u> <u>4,320,000 円×</u> <u>厚生労働大臣が</u> <u>必要と認めた病</u> <u>床数</u> <u>(4) 簡易ベッ</u> <u>ド</u> <u>51,400 円×厚</u> <u>生労働大臣が必</u> <u>要と認めた台数</u> <u>(5) 簡易病室</u> <u>及び付帯する備</u> <u>品</u> <u>厚生労働大臣が</u> <u>必要と認めた額</u>		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
6～14 (略)					6～14 (略)				

基準額表 [1㎡当たり]

施設種別	施設種別 区分	財団法人環境・健康 推進センター (財団法人環境健康)		財団法人環境・健康 推進センター (財団法人環境健康)		財団法人環境・健康 推進センター (財団法人環境健康)		財団法人環境・健康 推進センター (財団法人環境健康)	財団法人環境・健康 推進センター (財団法人環境健康)	財団法人環境・健康 推進センター (財団法人環境健康)	財団法人環境・健康 推進センター (財団法人環境健康)							
		概算 単価	概算 単価	概算 単価	概算 単価	概算 単価	概算 単価											
基準額	227,000	271,200	219,000	215,300	191,900	186,000	208,600	262,000	224,000	222,700	215,300	186,000	249,400	218,300	218,000	223,000	217,700	184,600

※各区分は、財団法人環境・健康推進センターについては事業着手年度の単価を適用する。

基準額表 [1㎡当たり]

施設種別	施設種別 区分	財団法人環境・健康 推進センター (財団法人環境健康)		財団法人環境・健康 推進センター (財団法人環境健康)		財団法人環境・健康 推進センター (財団法人環境健康)		財団法人環境・健康 推進センター (財団法人環境健康)	財団法人環境・健康 推進センター (財団法人環境健康)	財団法人環境・健康 推進センター (財団法人環境健康)	財団法人環境・健康 推進センター (財団法人環境健康)							
		概算 単価	概算 単価	概算 単価	概算 単価	概算 単価	概算 単価											
基準額	216,800	259,000	209,700	205,600	182,500	177,700	264,900	251,200	224,000	218,400	205,600	177,700	239,200	204,800	204,800	223,000	202,200	176,100

※各区分は、財団法人環境・健康推進センターについては事業着手年度の単価を適用する。

別表1の2 (都市部における1㎡当たりの基準単価)

(単位：円)

施設種別	難病相談支援センター	
構造別	鉄筋及び木造	ブロック
基準単価	<u>261,900</u>	<u>229,200</u>

(注) 令和6年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の3 (冷暖房設備工事費：1㎡当たりの基準単価)

(単位：円)

暖房設備工事費	冷房設備工事費	冷暖房設備工事費
<u>19,800</u>	<u>27,700</u>	<u>34,700</u>

(注) 令和6年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の4 (浄化槽設備工事費基準単価)

(単位：円)

難病相談支援センター
<u>47,600</u>

(注) 1. 処理対象人員は、厚生労働大臣が認めた1日あたり利用者数及び職員基準定員数の合計額とする。
2. 令和6年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の2 (都市部における1㎡当たりの基準単価)

(単位：円)

施設種別	難病相談支援センター	
構造別	鉄筋及び木造	ブロック
基準単価	<u>250,100</u>	<u>218,900</u>

(注) 令和5年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の3 (冷暖房設備工事費：1㎡当たりの基準単価)

(単位：円)

暖房設備工事費	冷房設備工事費	冷暖房設備工事費
<u>18,900</u>	<u>26,500</u>	<u>33,100</u>

(注) 令和5年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の4 (浄化槽設備工事費基準単価)

(単位：円)

難病相談支援センター
<u>45,500</u>

(注) 1. 処理対象人員は、厚生労働大臣が認めた1日あたり利用者数及び職員基準定員数の合計額とする。
2. 令和5年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の5（都市部における冷暖房設備工事費：1㎡当たりの基準単価）

（単位：円）

暖房設備工事費	冷房設備工事費	冷暖房設備工事費
<u>20,800</u>	<u>29,100</u>	<u>36,400</u>

（注）令和6年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の6（都市部における浄化槽設備工事費基準単価）

（単位：円）

難病相談支援センター
<u>50,000</u>

（注）1. 処理対象人員は、厚生労働大臣が認めた1日当たり利用者数及び職員基準定員数の合計額とする。
2. 令和6年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表2

基準面積

施設別	基準面積
（略）	（略）
（削除）	（削除）

別表1の5（都市部における冷暖房設備工事費：1㎡当たりの基準単価）

（単位：円）

暖房設備工事費	冷房設備工事費	冷暖房設備工事費
<u>19,900</u>	<u>27,800</u>	<u>34,700</u>

（注）令和5年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の6（都市部における浄化槽設備工事費基準単価）

（単位：円）

難病相談支援センター
<u>47,700</u>

（注）1. 処理対象人員は、厚生労働大臣が認めた1日当たり利用者数及び職員基準定員数の合計額とする。
2. 令和5年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表2

基準面積

施設別	基準面積
（略）	（略）
<u>新型インフルエンザ等患者入院医療機関</u>	<u>新設、増設及び改築</u> 15.0㎡

別紙様式 1～3 (略)

別紙様式 4

(略)

別紙 (2)

(略)

2. 事業計画書

(略)

(4) 施設の構造及び規模

精神科病院、精神科救急医療センター、結核患者収容モデル病室、多剤耐性結核専門医療機関、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関(削除)の場合

(略)

別紙様式 1～3 (略)

別紙様式 4

(略)

別紙 (2)

(略)

2. 事業計画書

(略)

(4) 施設の構造及び規模

精神科病院、精神科救急医療センター、結核患者収容モデル病室、多剤耐性結核専門医療機関、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び新型インフルエンザ等患者入院医療機関の場合

(略)

(地方衛生研究所等の場合) ←

1 表 地方衛生研究所等の規模等 ←

←	平屋 ←	新築・改築・	←
建築構造 ←	鉄筋コンクリート造り又は木造 ←	増築・改修の	←
	○階建 ←	別 ←	←
階 数 ←	○ 階 ←	○ 階 ←	○ ~ ○ 階 ←
←	感染症患者室面積 ○㎡	感染症患者室面積 ○㎡	感染症患者室面積 ○㎡
補助対象	(○○㎡)	(○○㎡)	対象部分なし
部分 ←	感染症患者室数 ○室	感染症患者室数 ○室	感染症患者室数 ○室
補助対象外	延べ面積 ㎡	延べ面積 ㎡	延べ面積 ㎡
部分 ←	(○○㎡)	(○○㎡)	(○○㎡)
小 計 ←	延べ面積 ㎡	延べ面積 ㎡	延べ面積 ㎡
	(○○㎡)	(○○㎡)	(○○㎡)

※増築等のため、前後で面積に変更がある場合は、()内に増築後の面積を記載すること。 ←

※補助対象部分における各感染症検査室の詳細は、2表で記載すること。 ←

※必要に応じて表を追加すること。 ←

←

2 表 地方衛生研究所等の感染症検査室に係る部門別面積等 ←

階数 ←	室数計 ←	補助対象の感染症検査室 ←	感染症検査に係る主な用途 ←
○ 階 ←	←	BSL検査室 ㎡ ←	○○ ↓
		○○○室 ㎡ ←	○○ ←
○ 階 ←	←	ウイルス検査室 ㎡ ←	○○ ↓
		○○○室 ㎡ ←	○○ ←
○ 階 ←	←	細菌検査室 ㎡ ←	○○ ↓
		○○○室 ㎡ ←	○○ ←
○ 階 ←	←	○○室 ㎡ ←	○○ ↓
		○○○室 ㎡ ←	○○ ←

※用途は、実施要綱の目的等によって感染症検査室ごとに簡潔に記載すること。量が多くなる場合は別紙としてもよい。 ←

※必要に応じて表を追加すること。 ←

(様式追加)

別紙様式 5

(略)

別紙 (2)

(略)

3 施設の構造及び規模

精神科病院、精神科救急医療センター、結核患者収容モデル病室、多剤耐性結核専門医療機関、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、及び第二種感染症指定医療機関 (削除) の場合

(略)

別紙様式 5

(略)

別紙 (2)

(略)

3 施設の構造及び規模

精神科病院、精神科救急医療センター、結核患者収容モデル病室、多剤耐性結核専門医療機関、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び新型インフルエンザ等患者入院医療機関 の場合

(地方衛生研究所等の場合) ←

1 表 地方衛生研究所等の規模等 ←

建築構造 ←	平屋 ←	新築・改築・	
	鉄筋コンクリート造り又は木造 ←	増築・改修の	
	○階建 ←	別 ←	
階数 ←	○階 ←	○階 ←	○～○階 ←
補助対象部分 ←	感染症検査室面積 ○㎡ (○○㎡)	感染症検査室面積 ○㎡ (○○㎡)	対象部分なし (○○㎡)
	感染症検査室数 ○室	感染症検査室数 ○室	感染症検査室数 ○室
補助対象外部分 ←	延べ面積 ㎡ (○○㎡)	延べ面積 ㎡ (○○㎡)	延べ面積 ㎡ (○○㎡)
小計 ←	延べ面積 ㎡ (○○㎡)	延べ面積 ㎡ (○○㎡)	延べ面積 ㎡ (○○㎡)

※増築等のため、前後で面積に変更がある場合は、()内に増築後の面積を記載すること。 ←

※補助対象部分における各感染症検査室の詳細は、2表で記載すること。 ←

※必要に応じて表を追加すること。 ←

←

2 表 地方衛生研究所等の感染症検査室に係る部門別面積等 ←

階数 ←	室数計 ←	補助対象の感染症検査室 ←	感染症検査に係る主な用途 ←
○階 ←		BSL検査室 ㎡ ← ○○○室 ㎡ ←	○○ ↓ ○○ ←
○階 ←		ウイルス検査室 ㎡ ← ○○○室 ㎡ ←	○○ ↓ ○○ ←
○階 ←		細菌検査室 ㎡ ← ○○○室 ㎡ ←	○○ ↓ ○○ ←
○階 ←		○○室 ㎡ ← ○○○室 ㎡ ←	○○ ↓ ○○ ←

※用途は、実施業務の目的等によって感染症検査室ごとに簡単に記載すること。量が多くなる場合は別紙としてもよい。 ←

※必要に応じて表を追加すること。 ←

(様式追加)